

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年 10 月 31 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（受）第1900208号
厚生局事案番号 : 関東信越（厚）第1900056号

第1 結論

請求者のA事業所（現在は、B法人）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和36年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和36年9月30日から同年10月1日まで

私は、A事業所からC法人に転勤となつたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間も継続して勤務していたので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者と同様に、昭和36年9月30日付けでA事業所における厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年10月1日付けでC法人において同資格を取得している被保険者が多数確認できるところ、当該被保険者の中で雇用保険が確認できる者の加入記録及び複数の者の陳述から判断すると、請求者が請求期間において、A事業所に継続して勤務し（昭和36年10月1日にA事業所からC法人に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、A事業所の事業所別被保険者名簿における請求者の昭和36年8月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和36年9月30日から同年10月1日までの期間について、社会保険出張所（当時）に届け出た請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日、

及び厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているが、事業主が多数の者の被保険者資格喪失年月日を同年 10 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険出張所がこれを誤って、いずれも同年 9 月 30 日と記録したとは考え難いことから、事業主から同年 9 月 30 日を資格喪失年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険出張所は請求者に係る同年 9 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。